

運 営 規 程

1・事業の目的

特定非営利活動法人 ケアネットあいらが開設するグループホーム明倫館（以下「事業所」という）が行なう認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の認知症対応型共同生活介護従業者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護事業を提供することを目的とする。

2・運営の方針

指定認知症対応型生活介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止の予防に資するよう日常生活に必要な援助を妥当適切に行なう。

3・事業所の名称等

- 1) 名称 グループホーム にしきえ
- 2) 所在地 鹿児島県姶良市加治木町木田1133番地

4・職員の職種、員数及び職務内容

- 1) 管理者兼計画作成担当者2名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画作成を行なう。
- 2) 介護従業者 16名以上
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

5・利用定員

当該事業所における利用定員は18名とする。

6・介護の内容及び利用料その他の額

指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次の通りとし、指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が、定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

要支援2	743円/日	医療連携体制加算(要介護1～5)	39円/日
要介護1	741円/日	介護職員処遇改善加算 (介護保険1割負担+各加算)	×1ヶ月×3.9%
要介護2	782円/日		
要介護3	806円/日		
要介護4	822円/日		
要介護5	838円/日		

1. 心身の状況に応じて介護員が利用者の生活を24時間サポートする。主に食事、入浴、選択、排泄、整容、お部屋の清掃、体位変換、通院、就寝見守り、会話、レクリエーション等日常生活に必要な介護全般
2. 日常生活の中で必要な動作を訓練に取り入れ、手芸、園芸、工作、歩行等、機能回復のお手伝いをする。
3. その他費用

- 1) 食材料費 1日当たり 1,200円
 - 2) 家賃 1日当たり 750円
 - 3) 水道光熱費 1日当たり 600円
 - 4) おむつ代 実費相当分
 - 5) 理美容代 実費相当分請求書にて精算
- 1)～5)を徴収する場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明する。

7・地域との連携

- 1) 地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

8・苦情処理

ホーム苦情相談窓口	グループホーム明倫館	管理者	下津佐 照和	0995-62-5650
外部苦情申立機関	始良市	長寿障害福祉課		0995-66-3111
	始良市	社会福祉協議会		0995-65-7577
	鹿児島県	社会福祉協議会		099-286-2200
	鹿児島県	介護福祉課		099-286-2696
	国保連合	介護保険課		099-206-1084
第三者委員	始良市議会	議員	法元 隆男	0995-63-5716
	前加治木地区自治会連絡協議会	会長	蛭原 正盛	0995-63-3338

9・事故発生時の対応

認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、保険者、家族、ご契約者に係わる居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な処置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合、速やかに賠償いたします。

10・記録の整備

利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する下記に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 1) 認知症対応型共同生活介護計画
- 2) サービス内容等の記録
- 3) 身体拘束等の模様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 4) 市町村への通知に係わる記録
- 5) 苦情の内容等の記録
- 6) 事故の内容及び事故に際して採った処置の記録

11・入居にあたっての留意事項

- 1) サービスの提供を受けようとする利用者又は、サービスの利用のさいに体調の異常や異変があればその旨申し出ること。
- 2) サービスの提供を受けようとする利用者は、他の利用者の迷惑にならないように従業者の指示に従うこと。
- 3) サービスの提供を受けようとする利用者は、主治医の診断書等を提出すること。
- 4) サービスの提供を受けようとする利用者は必ず身元保証人をつけること。

12・災害時対策

共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時非難等の指揮をとる。

13・その他運営についての留意事項

- 1) 介護職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとし、またそのための業務体制を整備する。
 - 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 2 継続研修 年2回
- 2) 秘密保持については、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - 1 従業者は、業務上知りえた利用者又は、その家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3) 身体拘束に関しては、緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束委員会等で検討し、本人、ご家族の了解を得た上で、別紙マニュアルに則り実施する場合があります。

附則

この規程は、平成14年4月8日から施行する。

平成15年4月1日 改訂 平成17年12月1日 改訂 平成18年4月1日 改訂 平成20年12月15日 改訂
平成21年4月1日 改訂 平成21年9月21日 改訂 平成24年4月1日 改訂 平成25年3月1日 改訂
平成26年2月1日 改訂

